

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（概要）

《改正のポイント》

地震防災緊急事業に係る国の負担・補助割合の嵩上げ措置の期限を、令和8年3月31日から5年延長し、令和13年3月31日までとすること。

（参考）

1. 現行法の概要

- ・ 阪神・淡路大震災をきっかけに、平成7年に制定。
- ・ 全国どこでも起こりうる地震に対応するため、
 - ① 都道府県による地震防災対策の推進及び国の財政上の特別措置
 - ② 調査研究推進体制の整備等について定め、地震防災対策の強化を図る。
- ・ ①に関し、全都道府県において、「地震防災緊急事業五箇年計画」が策定され、地震防災対策施設等の整備が推進されている※1。
- ・ 計画に基づいて実施される施設等の整備の事業（地震防災緊急事業）のうち特に早急の整備を必要とするものについては、国の負担・補助割合の嵩上げ措置※2が設けられている。この措置については、5年間の時限措置であるが、これまで累次延長されている。

※1 第六次五箇年計画（令和3～令和7年度）では、地震防災緊急事業の全体計画額が約7兆円とされている。

※2 国の負担・補助割合の嵩上げ措置（概要）

消防用施設の整備	1/3	→	1/2	
公立小中学校等の改築等	1/3	→	1/2 or 2/3	等9施設

2. 期限延長の必要性

- これまで六次にわたる五箇年計画により、着実に地震防災対策が進んできているものの、次期計画額として、約6.3兆円が見込まれており、全国知事会から国庫補助率等の嵩上げ措置の期限の更なる延長についての要望がなされている。